

あの日あのとき

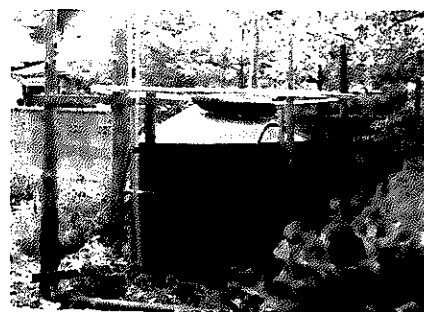
地盤沈下で減少したガス井戸
自家用天然ガス

昭和38年6月21日、自家用天然ガス採取規制条例を市議会で可決。8月1日から施行されました。これによって自家用天然ガスを新たに掘ることができなくなりました。

それまで市内のあちこちには、黒いガスタンクと、軒先へ伸びる引き込み管が見られ、ガス井戸の数は2,100本に及びました。

ところが、この当時は大変な地盤沈下で、最もひどい鯉淵付近は10年間に1.6倍も沈下するほど。そのため農業用水や、水防対策に数々の問題が生じてきました。

この天然ガスは、大量の地下水とともに噴出してきました。そこで新たな採取を規制することによって、地下水のくみあげを規制して、



いまは数も減った自家用ガスタンク

地盤沈下を防ごうとしたものです。こうした対策の結果、昭和50年9月までの約15年間の沈下は、51.1センチとおちついてきました。現在も、鷺巻、根岸地区を中心に530本のガス井戸が使われています。

【私の思い出】
伊藤敏夫さん
(水道局)



この付近に軒並みあったガス井戸も、いまでは私の家だけになりました。いまも、夏は1時間、冬は3時間圧搾をかければ全部まかなえます。昨年タンクをつくり直しましたが、職人がいなくて四苦八苦しました。くみあげた冷たい井戸の水に、スイカを冷やした昔がなつかしいですね。



市役所の市民ホールの壁には、市長揮毫の市民憲章が...

市民と行政一体で悔いのない都市づくり
樋口十四男さん
(高井興野・農業・58歳)

白根市が市制を施行して、早いもので二十年、市民憲章が制

定されたことは、一市民としてうれしく思います。信濃川と中の川に囲まれた白根市。昭和三十六年、水に恵まれます。中、高から社会教育にいたるまできちんと理解させ、取り入れることが、新しい白根市をつくる原動力になると思います。

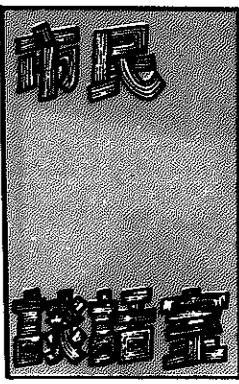
いまこそ盛りあげよう市民憲章
匿名
(会社員)

三万三千市民の道しるべとして制定された市民憲章——制定されてから、はや一年。

いまだにほとんどの市民が、市民憲章を読み、理解し、自ら実践にうつしているでしょうか。あるいは、行政サイドでも、市民憲章にそった施策をはたして行っているのか、疑問を感じます。市民のための市民憲章が、市民不在の、宙に浮いた市民憲章であってはならないと思います。

池田さんの提案にある、市民憲章にそった市民運動の盛りあげは、私も望んでいる一人です。大事なことだと思います。はたして、現状で市民運動の盛りあげを期待することは容易なことではないでしょうか。市民

憲章を制定すると聞いたとき、私は大きな期待を持ちました。しかし、いつのまにか制定され、盛りあげられもなしに各戸に配布されただけの市民憲章。まちなにも、公園にもそれを見ることはできません。学校教育、社会教育面でも同様のことがいえると思われまます。かつて、市民歌が制定され、市の木、市推奨の木が選定されたときも、そのときだけのものだったような気がします。その場かぎりの施策はもうたくさんです。市民憲章だけは、お題目だけで終わらせたくないと思う市民の一人です。



来月のテーマ
早くほしい総合体育施設

今月の提案者

池田泰雄さん
(新潟・会社員・27歳)

私たちの白根市は、昨年市制施行二十周年ということに記念式典が催され、市民憲章が制定されました。その際、各家庭に市民憲章が配られて、もう一年になります。

白根市は社会の進歩とともに年々その街並み、自然の交容をとげています。また、社会の進歩とともに市民の要求は、増大してくるのではないのでしょうか。私たちの白根市を、より住みよいまちにしよと思うとき、市民憲章にある「みんなの創意と工夫をこらした、住みよいまちをつくります」ということが大切ではないかと思うのです。

まちづくりは行政だけにまかしておくのではなく、市民一人ひとりの手で作りあげるのが大切ではないでしょうか。市民憲章にそった市民運動の盛りあげを望んでいる一人です。

私の意見

住みよいまちづくりは人づくりから

前田 彪さん
(諏訪木・公務員・42歳)

親しみやすく、しかも格調の高い市民憲章。この中に市民の魂を吹き込む。これが市民憲章だと思います。

池田さんは憲章にそった市民運動の盛りあげが不足と指摘していらつしやるようですが私も同感です。

しかし、市民運動そのものはたくさん芽生えていることは認識していただきたいと思えます。私の知っているいくつかの実践団体をあげてみると、保健会、体育協会、社会福祉協議会、青少年問題協議会、交通安全協会など枚挙にいとまがありません。問題は、市民運動のあり方ではなく、盛り上げる方法にありま

うたい文句で終わらせたくない市民憲章

枝村文子さん
(新飯田中町・主婦・56歳)

みんなの願いのこめられた市民憲章です。うたい文句に終わらせてはなりません。「市民運動の盛りあげを...」の池田さんご意見に賛成です。

行政の方々には、地域意識を乗りこえた大市民のビジョンにむかって努力していただきたいと思えますし、それへの理解と協力のほかに、私たちのやるべきことはなんでしょうか。たとえば、広報しろね六月一日号の「くらしのみなおし」あたりからでも...と気楽にいつても実行は難しいものですが、

市民憲章をこんなふうにしなそう

小田信雄さん
(蒲崎・農業・32歳)

市民憲章は、市の進むべき道の理想を、一番大切な原則として掲げたものですが、まだまだ私たち市民の理解と、整理が不足していると思えます。憲章を市民運動のなかで生かす努力、時代とともにさまざまな市民要求が生まれ、多様化してくることは事実です。それらの要求を運動へと発展させるとき、判断の大きな尺度ができたことになりまます。

たとえば、加茂市では市民ぐるみの運動の結果、加茂川に鮎の姿さえも見られ、鯉が飛び交おうとしています。白根市でも緑の運動、医療を高める運動、文化財保護の運動など、さまざまな市民運動のなかで、この市民憲章を生かすことができると思えます。

来月の提案者

小林 豊さん
(魚町・団体職員・24歳)

数年前から打ち出された総合体育施設建設の構想は、ようやく用地の造成が完了し、一部野球場グラウンドとして利用できるまでになりました。しかし、完成はいつのことやら...

他市町村では、総合体育館のほかに固定座席を備えた文化会館まで完成している今日、当市にはまだ総合体育館さえもない現状を残念に思います。スポーツ大会などを、各地区の学校のグラウンドや体育館に分散して開催しなければならぬというの悩みを、早く解決してほしいと思えます。スポーツ活動の盛んな白根市です。市民が自由に好きなスポーツが楽しめる、また緑あふれる市民の憩いの場としての総合公園的な施設を望んでいます。市民の意見を十分に生かし、遅れた分、中途半端なものでもなく、他市町村のそれよりも大きく、誇れる施設にしてほしいと思うのです。

投稿ください。みなさんの意見交換の場がこの市民談話室です。来月のテーマは、「早くほしい総合体育施設」です。小林さんの提案について、気軽に意見をお寄せください。また新しいテーマと意見を提案していただいてもけっこうです。薄謝をさしあげます。ページの都合で、文を短くすることがあります。あて先は、大字白根一三三五 白根市役所企画財政課広報広聴係。八月十六日までに郵便ポストへ。